名古屋高校サッカー部
〒461-8676
名古屋市東区砂田橋２－１－58
TEL052-721-5271

制定：2021年4月1日	規約
第1条 （名称及び所在地）	本クラブは、名古屋高校サッカー部と称し、事務局を 〒461-8676　名古屋市東区砂田橋２－１－58におく。
第2条 （目　　的）	本クラブは、一貫した指導システムにより、サッカーの 技術の向上に努め且つ、サッカーを通じてスポーツへの正しい理解を 深め、健全な心身の育成と強化を図り、社会貢献する事のできる選手の育成を 目的とする。
第3条 （入　会　資　格）	本クラブに入会できる者は、本クラブに定められた資格に該当し、本クラブの 規約を尊守する者である。 （1）スポーツを行うに適した健康状態であること （2）常にサッカーに対する情熱を持ち、向上心があること （3）保護者の許可を得た者であること （4）加盟登録を名古屋高校サッカー部で行うこと
第4条 （会　　費）	入会者は、年会費（毎年１回徴収）￥96，000（月8,000円） を納入することとする。
第5条 （登　　録　　料）	入会者は、年会費の中から登録料を支払うこととする。
第6条 （会費等の不 返 還）	一旦納入した年会費は原則として返金しないこととする。
第7条 （練 習 中 の 負 傷）	練習中の負傷事故については、本クラブで応急処置を行うが、その後の処置に ついては保護者が責任を負うこととする。学校保険は本人が直接保健室にて申請を行う。
第8条 （練習日時及び会場）	練習は基本的に　月・火・木・金曜日とし、学校グラウンドで7：15～、16：30～19：30とする。 土・日曜日は基本的には試合が入る。
第9条 （選　　手　　選　　考）	大会等に参加する選手選考については全てスタッフに一任するものとする。
第10条 （退　　会）	退会しようとする者は、担当の顧問、コーチに届け出るものとする。
第11条 （除　　名）	①クラブは選手に対し、以下の事項に該当する場合、選手を除名することができる。 (1)本規約に違反した場合 (2)本クラブの名誉、信用を著しく損なう行動をした場合 （「選手のルール」に違反、刑法罰に抵触する行為等） (3)理由のいかんに関わらずトレーニングの欠席が著しく多い場合 (4)会費等を納入しない場合 ②前項に基づき選手を除名した場合、クラブは選手に対し何らかの義務、また は責任を負わない。
第12条 （免　　責）	選手は、本クラブにおける盗難、障害その他の事故について本クラブ等に何ら の障害賠償を求めない。
第13条 （個人情報の取り扱い）	本クラブは法令を遵守し、高体連の出すプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱う またその映像や画像を名古屋高校HPやSNSで使用することがある
第14条 （附　　則）	本クラブは必要に応じ随時本規約を改正することができると共に、本規約に定 めない事項については細則を定めることができる。
第15条 （発　　効）	本規約は2021年4月1日から施行する。 （改定）